

# 運転席のカーテン 閉めたまま運転

カーテンで、  
相手車両との「アイ・コンタクト」が取れず  
事故の危険性が高くなります

## 運転席、助手席のカーテン

道路交通法 第55条第2条では、運転者は自身の視界が妨げられる状態での走行を禁止しています。

そのため、助手席・運転席窓にカーテンやサンシェードをつけての走行は道交法違反です。

日よけグッズは走行前に取り外しましょう（全開にしましょう）。

## 運転席のカーテン閉めた状態で運転 道交法違反の疑いで逮捕

外を確認できない状態で運転していたとして・・・

2023/02/6(月) 22:09

6日午後4時すぎ、苫小牧市で乗用車を運転中に運転席の窓につけたカーテンを閉め、外の様子が確認できない状態で運転していたとして、道路交通法違反（乗車積載方法）の疑いがもたれています。

警察が、パトロール中に男性が運転する車を発見し、男性はその場で逮捕されました。

男性は「日差しがまぶしかった」と話し、容疑を認めているということです。